

- 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備(※)を用いた「卸役務」に関するルールの在り方等を検討。(※)NTT東日本・西日本、MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)等のネットワーク。
- 令和4年9月に第六次報告書を取りまとめて以降、令和5年8月までに15回の会合を開催し、次の①～⑨の事項について、検討・フォローアップ等を実施。これらの検討結果等について、第七次報告書として取りまとめ。

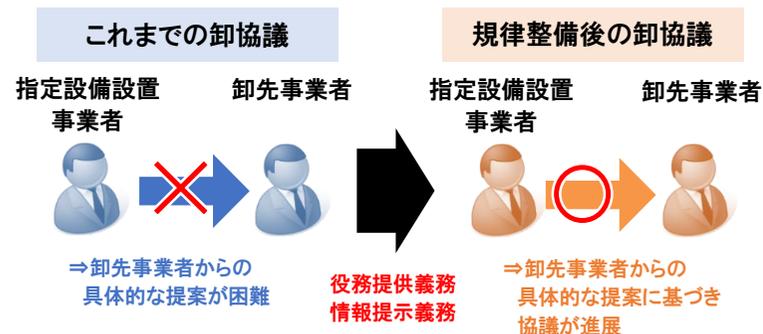
①卸協議の適正性の確保に係る制度整備

指定電気通信設備を用いる卸協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る電気通信事業法の一部改正(令和4年6月成立、令和5年6月施行)の施行に向けて、規制対象となる卸役務の範囲や協議における提示を義務づける情報の範囲等について整理。

- (1)規制対象となる卸役務…FTTHアクセスサービス、携帯電話(4G、5G)、全国BWA等、
- (2)提示を義務づける情報…接続料相当額(FTTHアクセスサービスについては指数)、接続料相当額と卸料金の差額の用途

⇒ 整理内容を含む省令の一部改正等について、整備・施行済。施行後の協議の状況、モバイル音声卸の標準的な料金の公表、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況について引き続き注視。

＜卸協議の適正化イメージ＞



②卸検証ガイドラインに基づく検証

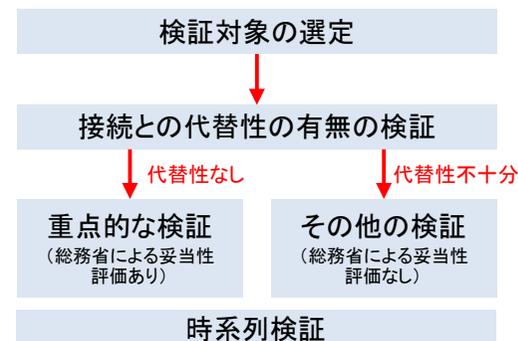
(1)光サービス卸における卸料金の検証

接続との代替性が不十分とされているNTT東日本・西日本の光サービス卸について卸料金の検証を実施。
⇒ 今後の検証においても、NTT東日本・西日本から丁寧な説明が必要。改善が見られない場合には、必要に応じ更なる措置を検討。

(2)モバイル音声卸における接続との代替性の検証

接続との代替性評価を保留されているMNO3社のモバイル音声卸について、代替性の再々検証を実施した結果、再度評価を保留。
⇒ MNO・MVNO間の情報の非対称性の解消やIMS接続の実装状況等を踏まえて改めて検証を実施。必要に応じ代替性検証の在り方も検討。

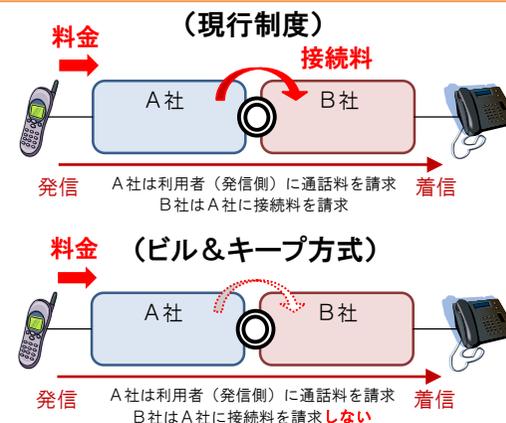
＜卸検証のスキーム＞



「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」概要②

③着信事業者が設定する音声接続料の在り方

- ・ 接続料を互いに支払わない「ビル&キープ方式」の導入も含め、音声接続料の在り方について検討。
- ⇒ (1) ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要。今後、情報通信審議会に諮問し、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当。
- (2) まずは、ビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が（その交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ、）他事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当。
- (3) 一部事業者よりビル&キープ方式により解決を図るべきとの指摘があったトラヒック・ポンピングの問題については、総務省において電気通信事業法上の考え方を整理・公表した。今後、定期的に注視。



④接続料等と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）

(1) 移動通信分野におけるスタックテスト

- ・ 本研究会の議論を踏まえ、スタックテストの実施手法に関する指針を策定。策定された指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、本件検証を行う合理性を議論するとともに、MNOによる検証の結果について、その妥当性を確認。
- ⇒ NTTドコモの「ahamo」、KDDIの「povo2.0」、ソフトバンクの「LINEMOミニプラン」について、検証を行う合理性を確認。当該サービス等について、MNO3社が検証を実施し、その結果を踏まえ、いずれも「接続料等」が「小売料金」を下回っていることを確認。
- ⇒ 今後の検証においては、固定通信と移動通信のセット割引を考慮する等、指針の見直しを行うことが適当。

(2) 固定通信分野におけるスタックテスト

- ・ 第六次報告書の議論も踏まえ、スタックテストの対象について、「加入電話・ISDN」の除外、新規サービスの追加等について議論。
- ⇒ 加入電話・ISDNは対象から除外することが適当。NTT東日本・西日本の新規サービス（ひかり電話ネクスト、集合住宅向けフレッツ光クロス等）は対象に追加することが適当。（今後、指針を改定）

⑤モバイル接続料の適正性向上

- ・ 令和4年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要について、接続料算定方法の更なる精緻化等について議論。
- ⇒ 特に原価抽出について、次の事項を整理。
- ・ 原価抽出における固定資産価額比の算出について、基本的にはトラヒック比により算出することが適当。
 - ・ 毎年度の接続料検証に際し、原価の配賦プロセスの適正性について検証を行うことが適当。
 - ・ 固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出する等の見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際には、その見直しによる影響を必要に応じて考慮することが適当。まずはMNO3社において接続料水準への影響について試算。その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は総務省において激変緩和措置等を検討することが適当。

「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」概要③

⑥ 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放

5G(SA方式)のネットワーク構成を踏まえた機能開放に関する協議状況を確認するとともに、今後の協議の在り方等について整理。

- ⇒ ①L3接続相当(サービス卸): 既に各MNOIにおいて機能開放済。MVNOから提供の要望があった場合にはMNOIにおいて適切に対応することを期待。
- ②ライトVMNO(スライス卸/API開放): 提供時期が未定又は当初の想定よりも後ろ倒しとなっているものの、スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVNO側の検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当。
- ③L2接続相当: MVNOの導入意向が強く、MNO3社とも協議を実施。MVNO側への情報提供が少ない、国際標準化の遅延により協議が進展しない等の指摘があった。MVNOIに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要。具体的には、国際標準化動向も踏まえて情報提供や大枠からの議論を始めるとともに、国際標準化の議論の決了後には速やかに協議を進展させることが適当。
- ④フルVMNO(RANシェアリング): MNO3社とも提供時期未定。MVNOの具体的な要望を踏まえ、技術的条件等の実現可能性の検討が必要。事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。MECの活用・連携について、MNOIにおいて、自社利用者向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOIに情報提供することが適当。
- 上記を踏まえ、総務省において、**事業者間協議の状況を引き続き注視。**

⑦ 固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法

・ 固定通信分野の接続料における報酬額(適正利潤)について、**次期加入光ファイバ接続料の改定に向けて「β」「主要企業の平均自己資本利益率の算定方法」について議論。**

- ⇒ (1) β 値については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適当(令和5年5月の加入光ファイバ接続料の改定に係る申請において、**β 値を0.6から0.566に見直し**)。
- (2) 主要企業の平均自己資本利益率については、長期安定的な指標である**長期投資用エクイティ・リスク・プレミアム**を採用することが適当。

期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

$$= (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

(市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値)

⑧ 加入光ファイバの残置回線に係る接続料算定方法

- ・ NTT東日本・西日本の加入光ファイバにおいて、**利用されていない引込線(残置回線)**に関する接続料の算定方法、運用の在り方等について議論。
- ⇒ (1) **今後生じる残置回線については、個別の接続事業者に維持管理費を請求せず、当該回線のコストは現用回線の接続料で負担することが適当。**当該見直しに必要なシステム改修のコストについては、NTT東日本・西日本における精査・合理的な説明が必要。
- (2) 今後の残置・撤去の判断については、効率性の観点からNTT東日本・西日本、接続事業者間で具体的に整理が進めることが適当。

⑨ 加入光ファイバ等の提供遅延

- ・ NTT東日本・西日本の**加入光ファイバの提供遅延の実態、改善に向けた取組**等について、第六次報告書から継続して検討。
- ⇒ 提供遅延の状況には改善が見られるものの、依然として改善を要する点が存在。引き続き、NTT東日本・西日本においては、実際の利用者対応を行う接続事業者からの要望を真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当。総務省においては、提供遅延の状況等について引き続き注視。